

CSR適用におけるサステナビリティ報告基準の同等性

関西大学教授 上妻京子

1 はじめに

日本企業のサステナビリティ報告にこれから最も影響を与えそうなのは、EUの企業サステナビリティ報告指令¹（以下、CSRD）である。CSRDの適用対象は、単にEU企業だけでなく、EU域内での活動規模が大きい外国企業にまで及ぶからである。CSRD適用を受ける外国企業の範囲には日本企業も含まれ、その数は世界でも4番目に多いという²。

サステナビリティ報告の報告基準として、今後わが国でも普及が予想されるのは、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）がグローバル・ベースラインとして策定するIFRSサステナビリティ報告基準（以下、ISSB基準）である。ISSB基準は、逐次、わが国のサステナビリティ基準委員会（以下、SSBJ）によって国内基準化され、サステナビリティ報告基準（以下、SSBJ基準）として日本企業に適用される。しかし、CSRDが開示要求するESG情報は広範かつ詳細であるため、日本企業にとっての開示負担は、SSBJ基準よりも遙かに大きい。

2 日本企業がCSRD適用を受けるケース

日本企業は、以下の(1)～(3)のケースで、CSRDの開示負担を負う。

(1) EU加盟国で上場する日本企業

EU上場の日本企業はCSRDの適用対象である。EU上場企業は、CSRDで改正された透明性指令により、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に準拠して作成したサステナビリティ報告を、財

務諸表等と共にアニュアルレポートに含めて、決算日後4ヶ月以内に上場するEU加盟国で登記する必要がある。

(2) 日本企業のEU子会社

日本企業のEU子会社が、1) 大規模企業（上場・非上場を問わない）または中小規模上場企業に該当するか、または、2) 自らが大規模グループを支配する親企業（中間親企業）である場合は、いずれもCSRD適用となり、前者は単体サステナビリティ報告、後者は自社グループの連結サステナビリティ報告を、ESRS³に準拠して作成し、それを登記する。

ただし、CSRD適用のEU子会社は、大規模上場企業に該当する場合を除き、一定条件下で、その適用が免除される（免除子企業）。免除条件は以下の3つである。

① EU子会社と支配下のグループ企業が、究極的な親会社である日本企業の連結サステナビリティ報告書で連結されており、その連結サステナビリティ報告書が1) ESRSまたは、2) 欧州委員会がESRSとの同等性を認定した報告基準（以下、同等性認定基準）に準拠して作成されている。

② EU子会社が、親会社（日本企業）の連結サステナビリティ報告書と保証意見を、所在するEU加盟国で登記する。

③ EU子会社の単体マネジメント報告書に、1) 同社が「免除子企業」である旨、2) 親会社（日本企業）の社名・本店所在地、連結サステナビリティ報告書・保証意見へのWebリンク情報、3) その他の法定事項を開示する。

¹ EU (2022) *Directive (EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council*.

² Philipova E. (2023) *How many companies outside the EU are required to report under its sustainability rules?* LSEG Insights.

³ 中小規模企業の場合は2026年6月までに策定予定の中小規模企業版ESRSを適用する。

(3) EU域内での活動規模が大きい日本企業

EU非上場であっても、EU域内での活動規模が大きい日本企業は、間接的にCSRDの適用を受ける場合がある。その適用条件は、1) 直近2年間のEU域内純売上高⁴が連続して1.5億ユーロを超過すること、および、2) CSRD適用のEU子会社を保有するか、保有しない場合には前年度純売上高が4,000万ユーロ超のEU支店が存在することであり、これら2条件に合致する場合、そのEU子会社（またはEU支店）は、親会社（または本店）である日本企業の連結（または単体）サステナビリティ報告書とその保証意見を、当該EU子会社（またはEU支店）の所在するEU加盟国で登記しなければならない。

連結（または単体）サステナビリティ報告書は、1) 外国企業版ESRS、2) ESRS、3) 同等性認定基準のいずれかに準拠して作成しなければならず、保証意見を添付して、一般に無料で入手可能にしなければならない。この規定は2028年1月1日以降に開始する会計年度から適用開始となる。

親会社（または本店）である日本企業の連結（または単体⁵）サステナビリティ報告書を作成するのに必要な情報が入手できない場合、EU子会社（またはEU支店）は、親会社（または本店）に必要な情報の提供を要請しなければならず、親会社（または本店）が情報提供しない場合は、その旨を公表の上、自らが入手可能な情報で親会社（または本店）の連結サステナビリティ報告書を作成・登記して、一般に入手可能にする必要がある。

正確に言えば、親会社（または本店）にCSRD準拠のサステナビリティ報告書を作成する直接的な法的責任はなく、EU子会社（またはEU支店）に対して、その作成に必要な情報を提供する義務

もない。しかし、欧州委員会は、サステナビリティ報告書を登記した外国企業リストをWebサイトで一般公開する、としている。そのため、情報提供や保証受審を怠れば、日本企業やそのグループ企業がEUでの公共調達等から排除される危険性も払拭できない。さらには、不誠実な開示姿勢が問われることで評判リスクが悪化し、その結果、EUビジネスで不利な影響を被ることがあるかもしれない。中長期的にみれば、EU子会社（またはEU支店）経由で間接的にCSRD適用を受ける場合であっても、日本企業にとって、そのようなリスクを抱えるよりは、今から開示コストをかけてCSRD適格なサステナビリティ報告書を作成する準備に入る方が得策である。

3 サステナビリティ報告基準の同等性

CSRD適格なサステナビリティ報告の報告基準は、原則として、ESRSである。しかし、前節で述べたように、CSRD適用のEU子会社が「免除子企業」となる場合、それらを連結する親会社（日本企業）の連結サステナビリティ報告書には、ESRS以外に、同等性認定基準も適用可能である。また、EU子会社（またはEU支店）を有し、EU域内純売上高が2年連続で1.5億ユーロ超である日本企業の連結サステナビリティ報告書には、ESRS、外国企業版ESRS、同等性認定基準を任意に選択適用できる。

ESRSは、今後策定予定のセクター別基準を除いて、その大部分がすでに委託法令によって定められており、外国企業版ESRSも2026年6月末までに制定される。

未だに不明なのは同等性認定基準である。欧州委員会は、現段階で、どのサステナビリティ報告基準がESRSとの同等性認定の対象になるかに

⁴ EU子会社を含む企業グループの親会社である場合は連結ベース（そうでない場合は単体ベース）で判定する。

⁵ 当該日本企業が企業グループの親会社である場合は連結ベース、企業グループを支配しない場合は単体ベースのサステナビリティ報告書。

ついて、何も公表していない。しかし、透明性指令では、その判定規準として、次の2条件を明示している。

- ①環境、社会、ガバナンス要因に関する情報（ESG情報）を開示要求するサステナビリティ報告基準であること。
- ②企業活動がサステナビリティに与える影響（環境的・社会的マテリアリティ）、および、サステナビリティが企業に与える財務的な影響（財務的マテリアリティ）を理解するために必要な情報を開示要求するサステナビリティ報告基準（ダブルマテリアリティの報告基準）であること。

日本企業の現状を見ると、サステナビリティ報告の作成にあたって、TCFDやGRIスタンダード等の既存のサステナビリティ報告基準を利用するものの、それらに準拠するのではなく、単に参照または参考にする場合がほとんどである。それらは各企業独自の社内基準に過ぎず、そうした社内基準がESRSとの同等性認定を得られる可能性は低い。

日本企業のサステナビリティ報告基準で同等性認定の最も有力な候補はSSBJ基準である。金融庁は、金融審議会のワーキング・グループにおいて、2027年3月期から段階的にSSBJ基準を東証プライム市場上場企業に義務付ける方針を検討しており⁶、最終的には、全プライム市場上場企業が、SSBJ基準を適用して有価証券報告書のサステナビリティ情報開示を行うように義務付ける方向性を示している。

SSBJ基準の基礎となるISSB基準には、気候以外のトピック別基準がない。しかし、全般基準（IFRS S1）では、気候以外のサステナビリティ課題についても、サステナビリティ関連の

リスク・機会に関する情報開示を要求し（57項）、トピック別基準が存在しない場合には、GRIスタンダードまたはESRSの適用可能性を検討できるとの言及がある（C2項）。また、IFRS財団が掲げる今後2年間の業務プランには、生物多様性・生態系・生態系サービスと人的資本に関する新基準の開発プロジェクトが予定されており⁷、これに従って、SSBJ基準のトピック別基準も増加することだろう。こうした点を考慮すれば、SSBJ基準は同等性判定の要件①を満たすと判断できる。

しかし、同等性認定のハードルは、要件②のダブルマテリアリティによる情報開示にある。ESRSは、サステナビリティ報告に記載すべき情報の選択にあたって、その情報のマテリアリティ（重要性）を判断根拠にする。マテリアリティのある（重要性のある）情報は開示し、そうでなければ開示しない。CSRDは、サステナビリティ報告の最優先原則として、マテリアリティ判断の視点を二元的に持つように要求しており、開示すべき情報の選択はダブルマテリアリティで行わなければならない。当然、CSRDが定める報告基準のESRSはダブルマテリアリティ（環境的・社会的マテリアリティ+財務的マテリアリティ）視点の報告基準である。

一方、SSBJ基準（つまりISSB基準）は、財務的マテリアリティだけのシングルマテリアリティ視点の報告基準であり、要求事項レベルでは、環境的・社会的マテリアリティと財務的マテリアリティを同等に取り扱わない。たとえば、サプライチェーンの深層にある他企業で強制労働による人権侵害が発生しているものの、自社には何ら財務的影響が及んでいないような場合、ISSB基準に準拠して作成したサステナビリティ情報において、ESRSで開示が必要となる重要な人権リスク情報

⁶ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryou/20240514/01.pdf.

⁷ <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/08/webcast-overview-issb-two-year-work-plan/>

が省略される可能性はきわめて高い。ESRSでは、投資家とそれ以外のステークホルダーの双方に同等に焦点を置いた情報選択が要求されるのに反して、ISSB基準では、財務的マテリアリティを「起点とした」重要性評価が要求されのみで、情報ニーズの焦点は投資家だけに向けられるからである。

ただし、IFRS S1は、情報の適正表示に適合する報告基準として設計されている。具体的に適用される要求事項に準拠するだけでは投資家がサステナビリティ関連リスク等を理解するのに不十分である場合には、追加的な情報を開示することを要求する（15項）。さらに、マテリアリティ判断を行う際には、環境的・社会的影響と財務的影響との関係、投資家の情報ニーズの潜在的な変化を結び付けることを求めている⁸。つまり、現在は財務的マテリアリティがない情報でも、長期的な財務的リスクを考慮すれば、投資家の情報ニーズが十分あるような情報は、財務的マテリアリティ視点からでも開示すべき場合があることを示唆しているのである。

4 ISSB準拠の意味合いと保証受審

現時点では、日本にESRSとの同等性が認定されるような、体系的なサステナビリティ報告基準は存在せず、SSBJ基準の強制適用についても、まだ何も確定していない。有価証券報告書で、サステナビリティ情報の開示を求めるものの、細則が存在するのは人的資本関連の3指標に限られる。また、実務慣行での報告基準が社内基準に過ぎないことは前述の通りである。

ISSB準拠でサステナビリティ情報を作成したと主張するためには、IFRS S1とIFRS S2の全要求事項に準拠することが必要である。単に基準を参照しただけの開示や、部分的な準拠では、ISSB準拠とは主張できない。また、IFRS S1に細則はないものの、そのカバー範囲は、実質的にESRSが開示対象とするサステナビリティ情報全般に及ぶ。

さらに、今後、ISSB準拠で作成したと企業が主張するサステナビリティ情報に、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000適用での保証を受審する場合には、形式的な基準準拠性だけでなく、適正表示の達成を念頭に置く必要がある。CSRD適用企業に限らず、日本企業は、開示体制の見直しを大幅に迫られることになりそうである。

⁸ ISSB (2023), *IFRS S1 Basis for Conclusions on General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information*.

上妻京子（こうづま・きょうこ）

関西大学商学部教授。神戸大学経営学部卒業、同大学院博士課程後期課程修了(博士 経営学)。上智大学経済学部専任講師・准教授を経て2016年より現職。専門は、監査論、サステナビリティ開示・保証論。日本公認会計士協会経営研究調査会CSRオブザーバー、環境省「環境情報開示のあり方研究会」委員、公認会計士試験委員、日本監査研究学会理事を務める。日本監査研究学会監事(現在)。